

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会

調査報告書

令和7年8月29日

目次

1	調査に至るまでの経緯概要、調査の趣旨	1
2	調査特別委員会の設置	
(1)	設置決議	1
(2)	委員会名称及び構成	2
(3)	調査事項	2
(4)	調査権限	2
(5)	調査期限	2
3	委員会の開催状況	3
4	証人の出頭等	6
5	記録の提出	7
6	委員派遣	9
7	調査の内容及び委員会としての判断	
(1)	市長の学歴に係る事務について	9
(2)	入札執行停止に係る事務について	17
8	証言拒否等	
(1)	証人の出頭拒否の状況	19
(2)	証人の証言拒否の状況	19
(3)	虚偽の証言、自白の状況	19
(4)	記録の提出拒否の状況	20
(5)	宣誓拒否の状況	21
9	告発	

(1) 告発の状況	2 1
(2) 告発の取下げ	2 2

10 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況	2 2
(2) 決算見込額	2 2

11 その他

(1) 証人に対する公示送達	2 2
(2) その他委員会調査報告において参考にすべき書類	2 2

1 調査に至るまでの経緯概要、調査の趣旨

本市議会では、令和7年6月初旬に市議会議員全員に宛てられた匿名の投書が端緒となり、市長の学歴詐称疑惑が浮上した。もともと、伊東市長選挙執行日より前の5月中旬頃から、市内では市長の学歴詐称の疑惑が広まっていたこともあり、事実を確認するべく、本市議会正副議長や市幹部職員が市長に卒業を証明するものの提示を依頼したところ、市長は卒業証書と称して書類を提示した。これに基づき、広報いとうの記事「市長プロフィール」に「平成4年 東洋大学法学部卒業」と記載され広報事務が進められることとなる。しかしながら、市長が提示した卒業証書について疑義が生じることとなり、本市議会は代表者会議にて協議をし、市長に卒業証明書の提出を依頼するも、これを断られた。市長の対応に疑念を抱いた市議が、令和7年6月定例会において、市長所信表明に対する質問の中で、市長に卒業事実の有無を問い質すも回答はなかった。市長は、地元新聞社の記事に「公式に公開している経歴等につきましては、事実関係に相違がない」と表明していたものの、卒業事実の有無には具体的に言及せず、匿名の投書を行った者を特定し法的措置を取ると述べ、本件は、個人で委任契約をする代理人弁護士に一任しているとした。報道陣の取材に対し、卒業証書を改めて提示するとの旨を述べながらも応じることはなく、結果、7月2日に開催した個人会見にて、6月28日に東洋大学に赴いたところ、卒業ではなく除籍であったことを確認したと述べ、同日まで除籍の事実を知らなかったと釈明した。これと同時に、公職選挙法違反の疑い、私文書の偽造や行使に係る疑い、虚偽公文書作成の疑いなどが生じることとなるが、市長は、その後も卒業証書とされる書類の公開や提出を拒み続け、法的責任は生じないと持論を述べつつ、故意性がなかったことを主張した。一切の説明責任を負わない市長に対し、本市議会は辞職勧告決議を可決するとともに、市長個人の問題により、市幹部職員が誤信させられ、行政事務が不適切に歪曲されることとなったとし、一連の騒動の事実を究明するべく、地方自治法第100条に基づく強い調査権限により、行政事務の適正性及び透明性の確保を目的として、7月7日、本委員会が設置されることとなった。

2 調査特別委員会の設置

(1) 設置決議

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査に関する決議

令和7年7月7日、令和7年6月定例会において全会一致で可決

(2) 委員会名称及び構成

ア 名 称	市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会
イ 定 数	9人
ウ 委員長	井 戸 清 司
エ 副委員長	佐 藤 周
オ 委 員	村 上 祥 平
	竹 本 力 哉
	大 川 勝 弘
	杉 本 一 彦
	四 宮 和 彦
	犬 飼 このり
	重 岡 秀 子

(3) 調査事項

- ア 市長の学歴に係る事務に関する事項
- イ 入札執行停止に係る事務に関する事項

(4) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会に委任する。

(5) 調査期限

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

3 委員会の開催状況

	日時・場所	件目
第1回	令和7年7月11日（金） 午前10時 第2委員会室	1 委員長の互選について 2 委員席の指定について 3 副委員長の互選について 4 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 調査対象事務の確認及び調査の進め方について (2) 証人出頭要求及び証人尋問について 5 その他 (1) 次回開催日について (2) その他
第2回	令和7年7月18日（金） 午後4時30分 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 記録提出請求の状況について (2) 東洋大学に対する文書照会について (3) 証人出頭要求について 2 その他 (1) 次回開催日について (2) その他
第3回	令和7年7月25日（金） 午前10時 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 記録提出請求の拒否に関する状況について (2) 証人尋問について 2 その他 (1) 次回開催日について (2) 東洋大学から記録が提出された場合

		の取扱い及び委員会の開催方法について (3) その他
第4回	令和7年7月29日(火) 午後1時30分 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 証人出頭請求について (2) 証人尋問について 2 その他 (1) 次回開催日について (2) その他
第5回	令和7年8月6日(水) 午後1時30分 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 記録提出の拒否について (2) 出頭拒否について 2 入札執行停止に係る事務に関する事項について (1) 調査の進め方について 3 その他 (1) 次回開催日について (2) その他
第6回	令和7年8月13日(水) 午前10時 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 証人尋問について (2) 記録提出請求の状況について 2 入札執行停止に係る事務に関する事項について (1) 証人尋問について 3 東洋大学に対する文書照会について (1) 文書照会の結果について

		4 その他 (1) 次回開催日について (2) その他
第7回	令和7年8月18日（月） 午後3時 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 東洋大学に対する文書照会について 2 その他 (1) 次回開催日について (2) その他
第8回	令和7年8月29日（金） 午後4時 第2委員会室	1 市長の学歴に係る事務に関する事項について (1) 東洋大学に対する文書照会の結果について (2) 出頭拒否に対する告発の件について (3) 記録の提出拒否に対する告発の件について (4) 証言拒否に対する告発の件について (5) 虚偽の証言に対する告発の件について 2 委員会調査報告書案について 3 その他

4 証人の出頭等

証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

(1) 企画部長 近持剛史

ア 出頭を求めた日

令和7年7月11日（金）

イ 証言を求めた事項

広報いとう2025年7月号における市長プロフィールを掲載するまでに至る事務手順について

(2) 企画部秘書広報課長 山下明子

ア 出頭を求めた日

令和7年7月11日（金）

イ 証言を求めた事項

広報いとう2025年7月号における市長プロフィールを掲載するまでに至る事務手順について

(3) 田久保眞紀氏（伊東市長）

ア 出頭を求めた日時

令和7年7月25日（金） 午前10時

イ 証言を求めた事項

i 記録の提出を拒む理由

ii 証書番号などをはじめとして、卒業証書とされている書類に関すること

iii 除籍となった事実に関すること

ウ 備考

不出頭

(4) A証人

ア 出頭を求めた日

令和7年7月29日（火）

イ 証言を求めた事項

田久保眞紀氏の学歴に関すること

(5) 田久保眞紀氏（伊東市長）

ア 出頭を求めた日時

令和 7 年 8 月 1 3 日（水） 午前 1 0 時

イ 証言を求めた事項

- i 記録の提出を拒む理由
- ii 証書番号などをはじめとして、卒業証書とされている書類に関する事
- iii 除籍となった事実に関する事

(6) 総務部長 木村光男

ア 出頭を求めた日

令和 7 年 8 月 1 3 日（水）

イ 証言を求めた事項

新図書館建設工事の入札執行停止に係る事務に関する事

(7) 総務部庶務課長 鈴木康之

ア 出頭を求めた日

令和 7 年 8 月 1 3 日（水）

イ 証言を求めた事項

新図書館建設工事の入札執行停止に係る事務に関する事

(8) 教育委員会事務局教育部長 西川豪紀

ア 出頭を求めた日

令和 7 年 8 月 1 3 日（水）

イ 証言を求めた事項

新図書館建設工事の入札執行停止に係る事務に関する事

(9) 教育委員会事務局教育部生涯学習課長 山下匡弘

ア 出頭を求めた日

令和 7 年 8 月 1 3 日（水）

イ 証言を求めた事項

新図書館建設工事の入札執行停止に係る事務に関する事

5 記録の提出

地方自治法第 1 0 0 条第 1 項の規定により提出を求めた事項

(1) 田久保眞紀氏（伊東市長）

ア 提出を求めた記録

秘書広報課長が確認した市長の卒業証書とされている書類

イ 提出状況

令和7年7月11日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和7年7月18日付で提出を拒否する回答書が提出された。

(2) 東洋大学学長 矢口悦子

ア 提出を求めた記録

- i 卒業証書授与者台帳への氏名の記載状況について
- ii 卒業証書の授与後に除籍となった事実の有無について
- iii 令和7年6月28日に東洋大学を訪問し、自身の卒業について照会を実施したとされるが、この事実の有無について
- iv 除籍の日、理由、本人及び保証人への除籍通知の送付状況並びに除籍時の学年が分かる記録
- v 卒業証書の発行日及び証書番号が分かる記録
- vi 在籍期間証明書
- vii 成績証明書

イ 提出状況

令和7年7月23日付で提出を求めた上記記録のうち、iからiiiまでは、地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査に該当しないとして、記録は不提出であった。ivからviまでは、請求した内容が記載された記録の提出、または、記録の有無が分かる回答があった。viiは、請求趣旨に鑑み最小限の公開とするとの回答があり、不提出であった。

(3) 田久保真紀氏（伊東市長）

ア 提出を求めた記録

秘書広報課長が確認した市長の卒業証書とされている書類

イ 提出状況

令和7年7月11日付で提出を求めた記録について、令和7年7月18日付で提出を拒否する回答書が提出されたが、これについて、拒否をする正当な理由がないことを指摘した文書にて、令和7年8月6日付で再度記録提出を請求した。令和7年8月8日付で、再度提出を拒否する回答書が提出された。

(4) 東洋大学学長 矢口悦子

ア 提出を求めた記録

- i 成績証明書など、各学年次における単位の取得状況が分かる記録
- ii 履修要覧の卒業要件に関わるページの写し

イ 提出状況

令和7年8月18日付で提出を求めた上記記録のうち、i 及び ii ともに記録の提出があった。

6 委員派遣

なし

7 調査の内容及び委員会としての判断

(1) 市長の学歴に係る事務について

ア 調査対象

市の広報事務（広報いとう 2025年7月号NO. 1159）において、市長プロフィールとして、田久保眞紀氏（伊東市長）の最終学歴に誤りがある記事が公表され行政事務に瑕疵が生じたことに対し、原因の追究をする必要性を認めたため、その作成過程や意思形成過程においてどのような問題点があったのかを精査する必要があるものと思料し、市の広報事務について調査をすることとなった。

イ 調査の概要及び認定事実

- i 令和7年7月11日、市の広報事務の所管部署の管理職である企画部長及び秘書広報課長に対し、本委員会に出頭するよう請求し証人尋問を行った。広報いとうに掲載する市長プロフィールを作成するに当たり、広報いとうの発行に至るまでの事務手順を確認した。秘書広報課長は、市長プロフィールに「東洋大学法学部卒業」と記載するため、田久保眞紀氏（伊東市長）に卒業を証明できるものの提示を依頼し、初めに卒業アルバムを確認するが、これでは証明にならないため卒業証書の提示を再度依頼したところ、6月4日に田久保眞紀氏（伊東市長）が卒業証書と称して書類を提示した。秘書広報課長は、これを確認して、東洋大学法学部を卒業したものと認識し、広報いとうに「東洋大学法学部卒業」と記載した。この際、田久保眞紀氏（伊東市長）が提示した書類の謄写を依頼するも、過去の市長で同様の対応はしていないとの理由で、これは断られた。秘書広報課長

は、6月4日に卒業証書を確認後、6月5日（または6日）に原稿を田久保眞紀氏（伊東市長）に提示し、確認を受ける。その後の広報というの発行事務に際し市長決裁の区分はなく、校正や業者との打合せを経て、6月24日～25日に配布された。

田久保眞紀氏（伊東市長）は、7月2日の個人会見において東洋大学を除籍であったことを確認したと述べていることから、秘書広報課長に提示された「卒業証書とされる書類」について、行政事務を歪曲させることとなった主たる原因の一つであるとして、重要書類であるとの認識のもと、田久保眞紀氏（伊東市長）に対し、卒業証書とされる書類の提出を求めていくこととした。

- ii 令和7年7月18日、田久保眞紀氏（伊東市長）に対し提出を求めた記録「卒業証書とされる書類」については、同日に提出を拒否する回答書を収受した。地方自治法第100条の違反に該当するかどうかについては、法的見地から本市顧問弁護士の助言を受けつつ、今後の委員会において判断することとした。

田久保眞紀氏（伊東市長）の保有する卒業証書とされる書類が、重大な事実誤認を生じさせる原因となったとするも、調査協力が得られず当該書類の確認ができないことから、除籍に関する事実や証書の真贋等の確認のため、東洋大学に対し、記録提出の請求をすることを決定した。

市の広報事務を歪曲させた原因に深く関与する田久保眞紀氏（伊東市長）に対し、本委員会への出頭を求め証言を得る必要があると判断した。出頭日時の決定は委員長一任となるが、その後の調整により、7月25日に出頭を請求することとした。

- iii 令和7年7月25日、田久保眞紀氏（伊東市長）に対し出頭請求をしていたが、7月24日付で出頭を拒否する回答書を収受した。出頭拒否の理由に正当性は認められないとして、今後、地方自治法第100条違反として刑事告発を検討することとした。

田久保眞紀氏（伊東市長）が記録提出の拒否をした件について、正当な理由があったのかどうかを判断するべく、委員長において、市顧問弁護士に相談をした結果を報告した。委員長の見解を交えつつ、提出拒否に正当な理由はないものと判断できると報告しつつ、告発の検討については、慎重を期し改めて協議することとした。

委員から、過去に田久保眞紀氏（伊東市長）が、「大学を卒業していない」旨の発言をしていることを聴取した人物がいるため、証人として本委員会に喚問しはどうかとの提案がされ、これを了承し、後刻の日程調整の結果、7月29日に証人喚問を実施することとした。

- iv 令和7年7月29日、田久保眞紀氏（伊東市長）の学歴に関する事実について証言を求めるため、田久保眞紀氏（伊東市長）の知人を喚問し、尋問を実施した。証人の宣誓の後、田久保眞紀氏（伊東市長）が、大学を卒業していなかったことについて、令和7年6月28日以前から知っていたことを証言するとともに、田久保眞紀氏（伊東市長）と活動を共にしていた時代において、「（大学を）卒業していない」と直接本人から話を聞いたと証言された。
- v 令和7年8月6日、田久保眞紀氏（伊東市長）が記録の提出を拒否した件について及び出頭を拒否した件について、いずれも正当な理由がないことから、改めて記録の提出請求及び出頭請求を行うことを決定した。
- vi 令和7年8月13日、証人として田久保眞紀氏（伊東市長）が出頭し、代理人弁護士が補助者として同席した。

尋問の要点について、広報いとうに誤りが生じたことについては、決裁区分が市長となっていないため、自身に編さん権限がないと回答した。6月28日に除籍の事実を初めて知ったとのことであれば、それ以前は卒業したという認識があったのかと問うも、6月28日に除籍と知ったとの回答のみが繰り返され、複数の委員から同様の質問がされるも、自身が卒業したと思っていたのか、思っていなかったのかについては一切言及がなかった。同様に、提示した卒業証書が本物と思っていたのかどうかについても問われるが、言及がなかった。善意（除籍の事実を知らないこと。）のもとに卒業証書とされる書類を提示してしまったのか、悪意のもとに提示したのかについては、証人の証言からは何ら情報を得られず、広報事務に生じた瑕疵の故意性の有無は確認できず不明であった。唯一、これまでの個人会見でも明らかにしていた、6月28日に除籍の事実を知ったとの回答が、明確かつ繰り返し述べられるにとどまった。

また、広報事務に瑕疵が生じることとなった原因である卒業証書とされる書類の提出については、記録提出請求に対し回答したとおりとして述べるのみで、証言としてはその内容に触れず、提出請求には応じない回答であった。検察庁への

上申を理由に提出を拒否していたところ、未だに上申をしておらず、また、証人の述べる事実を総合すると、記録提出を拒否する理由には正当性が認められないため、提出の協力を得られないのかと問われたが、今後の予定は不明、状況の変化があったため上申していない、提出しない理由は回答書に記載のとおりとの回答にとどまった。広報事務に瑕疵が生じる原因となった卒業証書とされる書類については、提出をしないことの意味は変わらず、行政調査への協力には至らなかった。

大学事務において、卒業できないものに対しては大学から原級留置などの手続の通知がされることとなっているが、手続を知らなかったのかという問いについては、大学からそのような通知を受け取った記憶はないと回答した。仮に卒業証書とされる書類が本物であったとすると、誤って除籍者である証人に授与されてしまったことになる上、大学として必要な事務手続を行っていないことにもなるため、大学の瑕疵は大きいものとなるが、そうであるならばなぜ証人は大学に抗議をしないのかという質問には、除籍は事実なので争うつもりはなく、大学から説明をしてもらえる範囲で説明をもらい、市民に知らせていきたいと回答した。

これまでに、自身が大学を卒業していないということを誰かに話した記憶はあるかとの問いには、卒業していない事実を知ったのは6月28日であるため、それ以前にそのような話をする、そのようなことはないというように思うと回答した。

秘書広報課長に対してはしっかりと確認できるように卒業証書とされる書類を提示したのに、なぜ正副議長には僅かな時間しか提示しなかったのかという問いには、正副議長には19.2秒提示し見てもらったので、ちら見せという事実はなく、議長の発言やその他のことについて、事実と異なる点があると回答した。

卒業証書は卒業できない証人のことを思って友人が作成したとの旨を告発する匿名の投書があったが、そのときの証書を提示していたのかという質問には、友人であり卒業生であるメンバーとは連絡が取れており、そのような事実はないことを確認したという回答であった。また、追い出しコンパと呼ばれる飲み会には参加しておらず、卒業生である同級生に確認したところ、自身と会った記憶がある人はいなかったと回答した。

田久保眞紀氏（伊東市長）の証人尋問においては、市の広報事務に瑕疵が生じ

た点について、証言の内容を総合すると、故意性の有無の特定はできず、責任の所在は不明確であり、原因となる書類の提出も見込めないことが認められたのみで、新しい事実が判明することはなかった。ほか、7月29日に出頭したA証人の証言と相反する証言及び卒業証書の提示時間について、正副議長が事実誤認をしているとの旨を言及する証言があった。

田久保眞紀氏（伊東市長）に対し再度提出を求めた記録である「卒業証書とされる書類」については、8月8日に提出を拒否する回答書を収受した。地方自治法第100条の違反に該当するものとして、告発に至る協議をすることとし、今後の委員会において判断をすることとした。

東洋大学から提出された記録について、個人情報保護の観点から秘密会にて取扱い、同校から提出された記録の内容を調査する部分について、秘密会の議事とし、調査を実施した。提出を求めた記録のうち、除籍の日、理由及び除籍時の学年が分かる記録並びに成績期間証明書が提出されるとともに、卒業証書の発行がされていないことが回答された。これにより、田久保眞紀氏（伊東市長）が、東洋大学を卒業しておらず、正規の卒業証書が授与された事実はないということが正式に判明した。

vii 令和7年8月18日、東洋大学に対する文書照会について、委員会調査報告の精度を高めるため、追加にて記録提出の請求をすることを決定した。請求に当たっては、より詳細に記録を必要とする理由を付することで請求することとした。

viii 令和7年8月29日、東洋大学から提出された記録について、個人情報保護の観点から秘密会にて取扱い、同校から提出された記録の内容を調査する部分について、秘密会の議事とし、調査を実施した。提出を求めた記録である、成績証明書及び履修要覧の卒業要件に関わるページの写しが提出された。これにより、田久保眞紀氏（伊東市長）が、4年次に卒業できる見込みがなかったことが裏づけられることとなり、田久保眞紀氏（伊東市長）が、卒業していたものと勘違いしていたとの主張には明らかに無理が生じる状況であることが確定するとともに、田久保眞紀氏（伊東市長）は、6月28日以前から自身が除籍であったことを知っていたものと断定できることとなった。

告発の件について、出頭拒否、記録の提出拒否、証言の拒否、虚偽の証言の4件について、告発をすることに決定した。

ウ 本委員会の判断

- i 東洋大学から提出された記録により、田久保眞紀氏（伊東市長）が保有する卒業証書とされる書類は、正規に発行されたものではないことが明確となった。したがって、当該書類を提示することにより、田久保眞紀氏（伊東市長）が、東洋大学法学部を卒業したと秘書広報課長に誤認させたことを直接の原因として、広報いとう7月号に誤った市長プロフィールが掲載されることになったものと判定できる。
- ii 秘書広報課長の証言から、市長プロフィール掲載原稿の作成過程において、市議会議員時代の台帳の記録に基づいて原稿が作成された後、大学卒業を証明するものとして、東洋大学の卒業証書とされる書類と卒業アルバムとされるものが提示されているとともに、その後、田久保眞紀氏（伊東市長）の指示により、中学校、高校の履歴が原稿に追加されるなど、決裁権者でなかったとしても、市長プロフィールの作成に田久保眞紀氏（伊東市長）が積極的に関与していることは明らかである。以上を踏まえると、広報いとう7月号の作成過程において、秘書広報課の事務手続自体には何ら瑕疵があったとは認められず、誤った市長プロフィールが掲載されることとなった専らの責任は、東洋大学を卒業していると誤認させた田久保眞紀氏（伊東市長）にあるものと判定できる。

田久保眞紀氏（伊東市長）は、本委員会に出頭した際に、広報いとうの編さんにおいて、押印をする決裁権限がないことを理由として、責任の所在については、本委員会で調査して判断すべきこととの発言をしていたが、自律的に責任を明らかにしようとししないその姿勢は、市行政のトップとしてはあるまじきものであり、自戒も及ばず「結論が出たら受け止める」程度の考え方であったとすれば、今後の行政事務において、瑕疵を防ぐための未然防止策や、円滑な善後策の措置を望むことはできないものと言える。今回の広報事務において生じた瑕疵については、田久保眞紀氏（伊東市長）に責任があったことは明々白々であることから、組織の長としての責任を必要最小限でも自覚してもらうため、厳しく批判するものである。

- iii 本委員会は、広報いとう作成過程において、田久保眞紀氏（伊東市長）が秘書広報課長に提示することで誤認させ、行政事務を歪曲させることとなった卒業証書とされる書類について、田久保眞紀氏（伊東市長）に提出を請求したが、これ

を拒否されたため現物の確認には至っていない。しかしながら、東洋大学に対する照会から、田久保眞紀氏（伊東市長）が東洋大学を卒業しておらず正規の卒業証書が授与された事実がないことは判明しているため、田久保眞紀氏（伊東市長）が保有している卒業証書とされる書類が、真正のものではないことが裏づけられている。また、同校から提出された追加記録により、状況証拠をもって、田久保眞紀氏（伊東市長）が、「大学を卒業したものと勘違いしていた」とする主張はおおよそ成立し得ないものであると判定づけることができたため、田久保眞紀氏（伊東市長）が主張する、「6月28日に初めて私が除籍である、つまりは卒業していないという事実を知った」との発言は虚偽であるものと判断できるとともに、卒業証書とされる書類を秘書広報課長に提示したことについても、その行使には故意性が認定できる。

ほか、証人による証言の判断材料としての取扱いを判定する。

田久保眞紀氏（伊東市長）が大学を卒業していたものと錯誤していたのかどうかについて、2名の証人がそれぞれ相反する形で証言をしているため、一方が事実であれば、他方が虚偽との認定になることから、どちらを採用するのかは考量する必要がある。A証人の証言は、事実詳細まで述べられた上で、「卒業していないと聞いた」と断定している。しかしながら、田久保眞紀氏（伊東市長）の証言については、「卒業していない事実を知ったのは6月28日であるため、それ以前にそのような話をする、そのようなことはないというように思う」との証言であり、断定はしていない。逆説的に捉えると、仮に両名の証言が虚偽であったと仮定して、客観的事実を一切考慮せず証言内容のみをもって検証をすると、A証人の証言であれば、疑う余地もなく虚偽の陳述として告発の対象となるものと判定できるが、田久保眞紀氏（伊東市長）の証言では、非常に曖昧な表現が多用されており、「思い違い」、「勘違い」の域を出ない蓋然性も高く、恐らく偽証と断定することは困難であろう。また、そもそも「言っていない」ことの証明という悪魔の証明に近い性質があり、この一言のみで他方の証言と同程度の確度であると判定することは難しいということを考慮する必要もある。このことから、一見すると同程度の信憑性を持つ、相反する証言が存在するかのように見て取れるが、実のところは、田久保眞紀氏（伊東市長）の証言は、唯一の証言であったとしても、確固たる判断材料とするには精度が低いものと言わざるを得ず、参考

意見にとどまる証言内容であったと捉えることができる。偽証罪という罰則が適用されることを考慮すると、この時点でより証拠能力が高いものと判断できるのは、詳細かつ明瞭に断定をしたA証人の証言であると判定できる。

また、前述のとおり、東洋大学からの記録提出により、田久保眞紀氏（伊東市長）の述べる「大学を卒業したものと勘違いしていた」との主張が成立し得ないと判定できるため、「卒業していない事実を知ったのは6月28日であるため、それ以前にそのような話をする事、そのようなことはないというように思う」との田久保眞紀氏（伊東市長）の証言には、虚偽の陳述が含まれることとなることから、証拠としての能力を著しく欠くものであると言わざるを得ない。一方、A証人の証言を虚偽と認める材料は一切なく、むしろ、東洋大学から提出された記録によって、事実の認定について相互に補強し合うものであると認められる。

以上の点を踏まえ、どちらか一方の証言を採用するとなれば、虚偽の陳述を含む田久保眞紀氏（伊東市長）の証言ではなく、詳細かつ明瞭に断定をした上で、他の調査からも証拠能力が補強されることとなったA証人の証言であることは明らかである。

なお、参考程度の状況整理ではあるが、田久保眞紀氏（伊東市長）の証言は、このほかにも証言の拒否や虚偽の陳述として告発をすることを議決している。相応の時間を要した証人尋問においても、的確明瞭に回答を行った数は少なく、尋問の趣旨にそぐわない回答に対し委員長から注意を受ける場面もあったほか、証人として出頭した理由も、「事実と異なることが証言されたので、これを訂正するため」との旨を自身のインターネット交流サイトで発信するなど、恣意的な態度で臨んでいることが伺える。証言はそれぞれ個別に判定しなければならないという基本があるにしても、A証人と田久保眞紀氏（伊東市長）とが、同程度の信義誠実を持って証言に臨んだのかどうかについては、本委員会の判断としては、疑問が残るところである。

iv 悪意（除籍であったことを知っていること。）を持って、真正でない有印の卒業証書とされる書類を秘書広報課長や正副議長に提示し、誤信させたことについて、田久保眞紀氏（伊東市長）に対し、偽造有印私文書行使罪（刑法第161条第1項）に該当することが強く疑われる。本市においては、必要な調査を行い、刑事告発その他職務規定違反による適切な処分をするよう、迅速な対応を図るこ

とを求める。

- v 今回、市の広報事務に瑕疵が生じたことについては、田久保眞紀氏（伊東市長）の責任にあることが結論づけられたが、行政機関として、今後の未然防止を図る観点から、資格証明などを求める際には、正式な証明書の提出をもって確認することとし、原則、謄写し、保管することで事務の適正性の確保を図るよう、改善案について提示をする。

(2) 入札執行停止に係る事務について

ア 調査対象

田久保眞紀氏（伊東市長）就任直後に行われた記者会見において、新図書館建設工事の中止が発表され、その後入札執行が正式に停止となったが、これらの決定が事務処理上適正に行われていたのかどうかを調査する必要があるものと認め、執行停止に係る意思形成過程や教育委員会との合意形成の有無などを調査するに至った。

イ 調査の概要及び認定事実

- i 令和7年8月6日、入札執行停止に係る意思形成過程や教育委員会との合意形成の有無などを調査するため、市の入札契約事務の所管部署の管理職である総務部長及び庶務課長並びに新図書館建設工事に関し教育委員会の所管部署の管理職である教育部長及び生涯学習課長に対し、本委員会への出頭を求め証言を得る必要があると判断した。出頭日時の決定は委員長一任となるが、その後の調整により、8月13日に出頭を請求することとした。
- ii 令和7年8月13日、総務部長及び庶務課長並びに教育部長及び生涯学習課長を喚問し、証人尋問を行った。

まず、入札契約事務の所管部署である総務部から証人尋問を実施し、新図書館建設工事の入札執行停止に係る事務手順を確認した。新市長の就任により政策が180度変わってしまうことで、事業自体を止めざるを得ないとの判断に至ったことから、建設工事等の競争入札の心得に基づき入札の中止を決定した。県からも助言を得て、天災その他やむを得ない事由が生じたときとして、第7条第2項の規定を適用した。市長からの指示には、入札執行停止に際し、当該心得の条文適用について特段の指示があったわけではないが、開札の期日が直前に迫り時間的猶予がなかったこと、損害賠償等については、懸念は薄いであろうということを説明する中で、市長から執行停止の指示があった。ただし、当該心得には、免

責規定や損害賠償等の規定は存在しないため、リスク管理の観点から、検討が必要となるとの見解に至った。

田久保眞紀氏（伊東市長）が発言した、図書館建設計画が「水面下で激しく動いている」との話については、市幹部職員は全く認識がなく、政策会議において、田久保眞紀氏（伊東市長）からも、具体的にどのようなことを指して「水面下で激しく動いている」との説明がされなかったため、市民の不安をあおることになるとして市ホームページに訂正文を掲載した。また、田久保眞紀氏（伊東市長）が構想する温泉施設付きの図書館の計画については、総務部としては全く了知していないとのことであったが、市長が単独で事業者と打合せ、計画をすることは、過去の癒着等不祥事の事案を踏まえ禁止としているため、注意が必要であるとのこととなった。

次に、新図書館建設工事に関し、教育委員会の所管部署である教育部に証人尋問を実施した。新図書館建設工事に係る入札執行の停止について、入札停止の意思形成過程に教育委員会の合意形成が行われていないことが確認されるが、ソフト面ではないハード面である財産の処分は、地方公共団体の長が行う認識であり、実際の運営などを含めた計画について、教育委員会は関与しているとのこと。また、入札自体が停止となったのみであるため、今後、新たに新図書館建設計画を立てる場合には、教育委員会として協議していくこととなる。

ウ 本委員会の判断

入札執行の停止に際し、市長の交代により180度政策の方針が変わる中、開札までの時間的猶予がなかった点は、手順上、やむを得ないものとして認めざるを得ないことではあるが、損害賠償等のリスク管理の観点からは、即時中止を公表するのではなく、市長自身が懸念点などを把握する必要があることから、即座に担当部局と市長との間で協議の場を設けるなど、対応について検討するよう要請をする。また、建設工事等の競争入札の心得において、入札執行停止による損害賠償等のリスクに対し対応を図る規定がないことから、免責規定や損害賠償規定などを盛り込む形で改定をする必要があるものと改善案を提示する。

教育委員会の所管として、事業は中止となってしまったため新図書館建設計画の形のみが残るとのことであったが、この点は、教育委員会としてどのように対応をするのかをしっかりと議論するように要請するにとどめる。

8 証言拒否等

(1) 証人の出頭拒否の状況

正当な理由のない出頭拒否があったものと認める。

田久保眞紀氏（伊東市長）に対し、令和7年7月25日開催の本委員会に出頭するよう、令和7年7月22日付文書にて請求するが、令和7年7月24日付で、出頭を拒否する回答書が提出された。当該回答書に記載された理由として、田久保眞紀氏（伊東市長）が証言を拒否する理由及び補助者として同席許可を求めようとした弁護士の日程調整がつかなかったことが主張されていたが、いずれも明らかに出頭拒否の理由としては正当なものと認められないと判定した。

(2) 証人の証言拒否の状況

正当な理由のない証言の拒否があったものと認める。

令和7年8月13日開催の本委員会において行われた証人尋問にて、出頭した証人・田久保眞紀氏（伊東市長）に対する尋問の中で、6月28日に初めて除籍の事実を確認するまでは、大学を卒業していたものと思っていたのかとの旨の尋問があったが、田久保眞紀氏（伊東市長）は、自身がどのように思っていたのかという意識の問題を問われているにもかかわらず、除籍であることを確認した事実のみを単に述べ続けるなど、意図して自身の意識については触れずに尋問の核心を避ける回答を幾度も繰り返した。

また、記録の提出を拒否した理由に明らかに正当性がないとして、本委員会の場において正確に疎明をするよう尋問されたにもかかわらず、疎明の要求に応じる姿勢を見せないばかりか、既に送付した回答書のとおりと述べることで、理由の一切を直接証言しない不適切な回答が繰り返された。

いずれも証言拒絶権の行使の範囲が及ばない事項である上、その行使の適法要件である疎明自体を行っていないことから、田久保眞紀氏（伊東市長）の証言の拒否については、再三にわたり故意に尋問の趣旨にそぐわない回答を繰り返すことで、調査を妨害したものと判定でき、正当な理由なく証言を拒んだものであると認めるに至った。

(3) 虚偽の証言、自白の状況

虚偽の証言があったものと認める。

令和7年8月13日開催の本委員会において行われた証人尋問にて、出頭した証人・田久保眞紀氏（伊東市長）が、正副議長に卒業証書とされる書類を提示した時間は1

9. 2秒であったと証言した。正副議長が述べる、僅かな時間しか提示されなかったとの認識が誤っているものと主張した。しかし、本市議会が保有している一連のやり取りを録音した音声データを基に提示した時間を確認すると、田久保眞紀氏（伊東市長）の述べる19.2秒は提示した時間そのものではなく、一連のやり取りの全てを示した時間であったことが判明した。当該書類を僅かな時間しか提示しなかったことが、世論において非難をされていたことに対し、田久保眞紀氏（伊東市長）が自身を正当化するために虚偽の事実を述べたものと推察する。田久保眞紀氏（伊東市長）が「事実の訂正」との旨、メディア等にて19.2秒の正当性を主張し続けることで、正副議長が虚偽の発言をしていたのではないかと誤信する問合せが頻発するなど、本委員会の証言の場以外において、多くの市民等を私利的に欺いた行為であったものと認められる。田久保眞紀氏（伊東市長）の証言は、自身にとって都合のよい解釈となるよう事実を歪曲し、さも真実のごとく述べたものであるとして、これを虚偽の証言として認定した。

また、田久保眞紀氏（伊東市長）が当初から一貫して、6月28日に「初めて除籍であることを知った」、「初めて卒業していないという事実を知った」との旨の証言を繰り返すが、東洋大学から提出された記録が証拠となり、「大学を卒業したものと勘違いしていた」との主張はおよそ成立し得ないことが判明しているため、「初めて知った」と述べる証言は虚偽であるとともに、「卒業していないことを知っていた」との事実を認定することができる。よって、田久保眞紀氏（伊東市長）が本委員会の証人尋問において強く主張した「6月28日に初めて卒業していないこと（除籍であること）を知った」との証言は、虚偽の陳述であると判定できる。複数の刑事告発を受けている田久保眞紀氏（伊東市長）が、公職選挙法違反や偽造有印私文書行使罪の構成要件となる故意性を否定するために、虚偽の陳述をして主張していたものであると推察する。

なお、いずれの虚偽の陳述においても自白はない。

(4) 記録の提出拒否の状況

正当な理由のない記録の提出拒否があったものと認める。

令和7年7月11日付、記録提出請求書を田久保眞紀氏（伊東市長）に提出した。企画部の幹部職員である証人から得ていた証言により、市広報事務の瑕疵につながった事実誤認の原因であると認められる「卒業証書とされる書類」の提出を請求するが、

7月18日付、田久保眞紀氏（伊東市長）から「記録提出請求に対する回答書」の提出をもって、記録の提出を拒否する意思が伝えられた。当該回答書に付された提出を拒否する理由について、本委員会にて正当な理由となり得るのかを精査した結果、正当なものとは認められないとの結論に至ったことから、精査結果を示す中で、8月6日付で、2度目の記録提出を請求した。8月8日付の「記録提出請求に対する回答書」として再度、提出を拒否する意思が示された。いずれの回答書においても、自己負罪拒否特権の行使により提出を拒むほか、自身の代理人弁護士に預託していることを理由に、同職にある者は秘密保持の義務があることから提出できないとの主張が記されていたところであるが、本委員会としては、これらに正当な理由がないことを摘示したにもかかわらず、田久保眞紀氏（伊東市長）が記録の提出を拒否することは、地方自治法第100条に違反するものとして認定するに至った。

(5) 宣誓拒否の状況

なし

9 告発

(1) 告発の状況

令和7年8月29日開催の本委員会において、田久保眞紀氏（伊東市長）に対する告発を検討した。

ア 令和7年7月25日開催の本委員会に出頭を請求するも正当な理由なく出頭を拒否した事実を認め、田久保眞紀氏（伊東市長）を地方自治法第100条違反により告発することに決定した。

イ 令和7年7月11日付及び8月6日付で請求をした記録提出に対し、正当な理由なく記録を提出しないものと認め、田久保眞紀氏（伊東市長）を地方自治法第100条違反により告発することに決定した。

ウ 令和7年8月13日開催の本委員会における証人尋問にて、正当な理由なく証言を拒否したものと認め、田久保眞紀氏（伊東市長）を地方自治法第100条違反により告発することに決定した。

エ 令和7年8月13日開催の本委員会における証人尋問にて、宣誓をした証人である田久保眞紀氏（伊東市長）が、事実を歪曲した虚偽の証言をしたものと認め、地方自治法第100条違反により告発することに決定した。

- (2) 告発の取下げ

なし

10 調査経費

- (1) 調査経費に関する議会の議決の状況

議会費から支弁する。（令和7年7月7日議決）

- (2) 決算見込額

予算執行なし

11 その他

- (1) 証人に対する公示送達

なし

- (2) その他委員会調査報告において参考にすべき書類

ア 令和7年6月初旬に市議会議員全員宛に送付された匿名の告発投書（田久保眞紀氏（伊東市長）が東洋大学を卒業しておらず、学歴詐称の疑いがあると指摘した文書）。一連の学歴詐称の疑いが生じる端緒となったものであり、告発内容が事実であったことから、一般投書とは画し、通報事案として参考にすべき書類である。また、「自分しか知り得ない除籍という事実をなぜ知っているのか」という田久保眞紀氏（伊東市長）の主張を酌むのであれば、逆説的に解釈すると、自分しか知り得ない個人情報他人が知っているのは、田久保眞紀氏（伊東市長）が他言したからである、という事実を推測させるに至るものでもあり、A証人の証言があることに鑑みても、およそあり得ないことではなく、確定事実には至らないものの参考程度にすべきものと考えられる。

イ 令和7年8月8日付で田久保眞紀氏（伊東市長）の代理人弁護士から四宮和彦議員宛てに内容証明郵便にて送付された「通知書」。田久保眞紀氏（伊東市長）が証人尋問の際に、正副議長に対し、19.2秒の時間をもって卒業証書とされる書類を提示したと証言しているが、当該証言の19.2秒という時間について、田久保眞紀氏（伊東市長）の確実な意図をもって、提示した時間を証言していることを裏づける書類であり、虚偽の証言をした事実が、単なる言い間違いや認識の相違ではないことを証明する書類である。